

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成19年3月20日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月19日）河川課における切手購入に係る支出命令書及び受払簿」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成19年4月3日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「（1）開示する行政文書」のとおり特定した上で、次の「（2）開示しないことと決定した部分」を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の「（3）開示しない理由」を付して、異議申立人に通知した。

##### （1） 開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）

平成18年度の河川課における郵便切手等交付簿

##### （2） 開示しないことと決定した部分（以下「本件不開示情報」という。）

- ア 切手購入に係る支出命令書
- イ 郵便切手等交付簿中の発送先のうち、個人の氏名

##### （3） 開示しない理由

- ア 当該文書の作成又は取得をしていないため不存在
- イ 条例第7条第2号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成19年5月7日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件不開示情報のうち、個人の氏名の開示を求める異議申立てを行った。

#### 4 諮問

平成19年5月21日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

発送先のうち、個人の氏名についても当然公開すべきである。

#### 2 異議申立ての理由

県民の税金を使用しているので、当然、すべて開示すべきである。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

郵便切手等交付簿中の発送先のうち個人の氏名は、条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当する。さらに同号に係る除外規定であるア、イ、ウに該当しないことから、本号の不開示情報に該当する。

### 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

#### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない

ない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

## 2 本件行政文書について

本件行政文書である郵便切手等交付簿は、河川課における郵便切手の受払を記載したもので、「発送先」欄には具体的な発送先が記載されている。

## 3 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、郵便切手等交付簿中の発送先のうち、個人の氏名について、条例第7条第2号に該当するとしているので、以下検討する。

### (1) 条例第7条第2号本文について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等、個人に関する一切の情報をいうものである。

郵便切手等交付簿中の発送先のうち、個人の氏名は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

### (2) 条例第7条第2号ただし書について

本号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、本号の不開示情報から除外することとしている。

郵便切手等交付簿中の発送先のうち、個人の氏名について、本号ただし書アからウまでに掲げる情報に該当しないことは明らかである。

### (3) まとめ

したがって、本件不開示情報は、条例第7条第2号の不開示情報に該当すると判

断する。

#### **4 結 論**

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### **第6 審査会の審査経過**

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

## 審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成19年 5月21日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成19年 6月28日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成19年12月 5日 (第121回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成20年 1月18日 (第122回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成20年 2月29日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
いしぐるよしひこ 石黒 良彦	弁 護 士	
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
ちはら みえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	大阪市立大学教授（憲法）	会 長 代 理